

◎第8期介護保険事業計画期間（令和3年度から令和5年度まで）に
おける介護保険料所得段階について

第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）の策定に伴い、
第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の改定を予定しています。

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階ごとの定額制です。3年間の介護
保険給付費等の見込み額に基づき基準額を算定し、被保険者の所得状況等に
応じた負担とするため所得段階ごとに保険料率を設け、基準額に保険料率を
乗じて保険料額を設定します。

現在、介護報酬の改定について国において審議中のため、介護保険料の基準
額の算定はできませんが、所得段階等については12月22日に行われる横須賀市
社会福祉審議会高齢福祉専門分科会にて審議の予定です。

なお、国基準で本人課税層を区分する金額である基準所得金額についても国
において審議中のため、変更が無い前提での予定金額としています。分科会審
議以降に変更があった場合の対応についても、併せて分科会で審議します。

1 社会福祉審議会高齢福祉専門分科会への提出案について

（1）第6期計画及び第7期計画策定時の保険料に関する主な意見

- ア 第10段階の料率が国基準より高く、第12段階は低い、高所得者には
応分の負担をもらうべきではないか
- イ 県内他市と比較した場合、低所得者は高く、高所得者は低い保険料額
ではないか
- ウ 料率を0.1ポイントずつ上げることに縛られており、第7期計画でも変
更できていないが、他都市を参考にすべきではないか
- エ 保険給付費財源の約半分は税負担であり、高所得者は元々多く負担し
ているため、料率を上げる場合はどこまで傾斜させることが可能か説
明が必要ではないか
- オ 料率はできる限り国基準に合わせるべきではないか（第7期）
- カ 料率の国基準をかたくなに守る必要があるのか（第6期）

(2) 社会福祉審議会高齢福祉専門分科会への提出案

(1) の意見を踏まえ、次のア～ウの3案を提出します。

ア 現行の所得段階と料率（案1）

若干の所得増により上位の段階へ移行する人の保険料が急激に上昇するのを防ぐため、第7段階以上の料率を0.1ポイント刻みとしています。

イ 国基準に合わせた所得段階と料率（案2）

第10段階及び第14段階以上が引き下げとなり、不足分は第5段階、第7段階及び第12段階を引き上げとすることにより補う形となり、低所得者層の段階を引き上げることになります。

ウ 第10段階を国基準に引き下げ、第12段階以上を引き上げる（案3）

低所得者層の所得段階を引き上げないため、第12段階以上を引き上げとしています。第12段階以上の被保険者数が少ないため、各段階0.1ポイントの引き上げでは第10段階の不足分を補えず、第16段階及び第17段階は0.2ポイントの引き上げが必要となります。

2 第1号被保険者の介護保険料算出方法

(1) 基準額の算出

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{R3～R5年度の給付費等見込み額のうち第1号被保険者の負担額} \div \text{予定収納率}}{(\text{R3～R5年度の各所得段階毎被保険者数} \times \text{各所得段階毎料率}) \text{の総和}}$$

(2) 年間保険料の算出

基準額（年額）に各所得段階の料率を乗じた金額が年間保険料になります。

3 今後の予定

令和2年12月22日（火）	第11回社会福祉審議会高齢福祉専門分科会において審議
令和3年2月4日（木）	第12回社会福祉審議会高齢福祉専門分科会において、計画（答申案）で所得段階別介護保険料（案）を提示
令和3年3月	市議会3月定例議会において、横須賀市介護保険条例改正案を上程

4 国の基準及び所得段階（案）

課税状況		国 の 基 準			案 1（現行）			案 2 （国基準どおり）	案 3
		段 階	対象者	料率	段 階	対象者	料率	料率	料率
本人非課税	世帯	第 1 段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税者又は市町村民税世帯非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	0.5 (0.3) 公費軽減	第 1 段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者	0.5 (0.3)	0.5 (0.3)	0.5 (0.3)
					第 2 段階	市民税世帯非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	0.5 (0.3)		0.5 (0.3)
	非課税	第 2 段階	市町村民税世帯非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下）	0.75 (0.45) 公費軽減	第 3 段階	市民税世帯非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下）	0.7 (0.45)	0.75 (0.45)	0.7 (0.45)
		第 3 段階	市町村民税世帯非課税者（第 1 段階、第 2 段階以外）	0.75 (0.7) 公費軽減	第 4 段階	市民税世帯非課税者（第 1 段階から第 3 段階以外）	0.75 (0.7)	0.75 (0.7)	0.75 (0.7)
	課税	第 4 段階	市町村民税課税世帯・本人非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	0.9	第 5 段階	市民税課税世帯・本人非課税者（課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）	0.85	0.9	0.85
		第 5 段階	市町村民税課税世帯・本人非課税者（第 4 段階以外）	1.0（基準）	第 6 段階	市民税課税世帯・本人非課税者（第 5 段階以外）	1.0（基準）	1.0（基準）	1.0（基準）
	本人世帯課税	第 6 段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額が120万円未満）	1.2	第 7 段階	市民税本人課税者（合計所得金額が70万円未満）	1.1	1.2	1.1
					第 8 段階	市民税本人課税者（合計所得金額が70万円以上120万円未満）	1.2		1.2
		第 7 段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額が120万円以上200万円未満）	1.3	第 9 段階	市民税本人課税者（合計所得金額が120万円以上160万円未満）	1.3	1.3	1.3
					第10段階	市民税本人課税者（合計所得金額が160万円以上200万円未満）	1.4		1.3
		第 8 段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額が200万円以上300万円未満）	1.5	第11段階	市民税本人課税者（合計所得金額が200万円以上300万円未満）	1.5	1.5	1.5
		第 9 段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額が300万円以上）	1.7	第12段階	市民税本人課税者（合計所得金額が300万円以上400万円未満）	1.6	1.7	1.7
					第13段階	市民税本人課税者（合計所得金額が400万円以上600万円未満）	1.7		1.8
					第14段階	市民税本人課税者（合計所得金額が600万円以上800万円未満）	1.8		1.9
					第15段階	市民税本人課税者（合計所得金額が800万円以上1,000万円未満）	1.9		2.0
					第16段階	市民税本人課税者（合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満）	2.0		2.2
					第17段階	市民税本人課税者（合計所得金額が1,500万円以上）	2.1		2.3

※合計所得金額とは収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、繰越控除、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※第 4 段階までのカッコ内は、消費税を財源とした公費により軽減を行った後の料率です。これにより第 3 段階の料率も国基準と同率になります。